

読書コーナー

ていだかんかん

—海とサンゴと小さな奇跡—

著者 金城浩二



昔から動物が好きな私は、今から10年ほど前に海水魚・サンゴ(ハード、ソフト共に)を飼育していたこともあり、そんな過去を懐かしみながら本書を選びました。

本書は、著者の故郷である沖縄の美しい海とサンゴを守りたいという一念で、世界初となるサンゴの人工産卵に成功するという快挙を成し遂げた実話を基にしており、ほのぼのとした夫婦愛に家族愛、人類愛や地球愛が感じられる、非常にハートフルな作品です。

サンゴ飼育を齎っていた私からすると、著書の試みがどれほど絶望的なもので、この成功がどれだけの意味を持つのかについては十分に理解できませんが、きっと一般的には沖縄のきれいな海に潜って白化したサンゴを見ても、それが死滅に向かっているあるいは死滅したサンゴと認識することすら難しいのではないかと思います。

つい最近も「沖縄のサンゴ白化、過去最悪レベル」というニュースを見ましたが、そうしたニュースがより多くの人に刺さり、この素晴らしいサンゴ礁を後世に残していくきっかけになればと思うと同時に、この機会に私も個人的な寄付活動を行ってきたいと思っています。

(文責:片山)



かなた新聞 KANATA SHINBUN 令和4年 10月1日発行 第160号 高橋税経グループ かなた税理士法人 かなた税理士法人 Tel:027-361-5568 株群馬MS&Aセンター Tel:027-364-8040 相統手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959 〒970-0006 群馬県高崎市間屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp

朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

9月20日(火) 意欲を引き出す

何かを新たに始めようとしても、「勉強が終わってから」「明日からやろう」と、意欲が湧かずに始められないことや、せっかく始めても三日坊主で終わったことはないでしょうか。

本当に残念なのは時間を浪費するだけでなく、意欲が湧くのを待っている間に頭の中にあつた目標が消えてしまうことです。

意欲が湧かないことに手を付ける最も良い手段は、まず小さなことから始めてみることで、そもそも意欲がなくて始められないのではなく、始めないから意欲が湧かないのです。

始めてみれば意欲に関係なく、人間の脳の側坐核という場所が興奮を始め、次第に没頭できるように意欲を作ります。運動するなら着替えて外に出てみる、勉強ならペンを持ってノートを広げてみることから始めてみましょう。

一つの小さな行動が意欲を引き出し、その積み重ねが大きな目標を達成することにつながるのです。

(文責:三友)

今日の心がけ

仕事と日々誠実に向き合ひましょう。

私が会計事務所の業務に携わるようになってから15年目になります。その間、何度も税理士試験にチャレンジしようとしてきましたが、「仕事が忙しい」等の言い訳を見つながら何度も何度も挫折してきました。

本文にもあるように時間を浪費するだけでなく、税理士になりたいという目標すら消えてしまっていたように思います。

今年から再度税理士試験にチャレンジすることに決めました。今は出来ない言い訳をすることはできません。

1年にわたる長い勉強期間が9月初旬から始まっています。今回は途中で挫折することなく最後までやり遂げ、1年後には目標が達成できるよう努力していきたいと思っています。



所長挨拶

秋分の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先月8日に亡くなった英国の女王エリザベス2世の死去を悼む一連の行事も終わり、今後は女王が亡くなる2日前に新首相に任命されたトラス氏の政権運営に注目が集まるところですが、今回は亡き女王の国葬の前日に日本経済新聞に掲載された「英女王の富、相続税免除」という記事について触れてみたいと思います。

この記事の見出しを見たとき、日本の相続税法にある「皇位とともに皇嗣(皇太子)が受けるもの」は非課税という相続税の非課税規定を思い出し、日本と英国の相続税法はよく似ているなと思ったのです。

ところがその後少し調べてみますと、日本の皇室とイギリスの王室についての相続税の扱いはまったく異なることが分かりました。

日経新聞の記事によりますと、故エリザベス女王の個人資産は、亡くなった地である北部スコットランドのバルモラル城などの不動産や絵画コレクションなど日本円で約600億円の価値があるそうです。

その他にも英王室には君主に帰属しているが独立して運営され、年間500億円の純利益を稼ぎ出している2兆5千億もの膨大な財産もあると書かれています。

これらがすべて「君主が伝統的な役割を果たし続ける」ために必要だとして、所得税とともに相続税の課税が免除されている

のだそうです。

これに対して我が日本の皇室はどうなのか?

不敬に当たらない程度に内情を明らかにさせて頂きますと、最初に書いた「皇位とともに皇嗣が受けるもの」とは、いわゆる「三種の神器」がこれに該当し、その他一般の相続財産には私たちと同様の相続税がかかるのです。

現に昭和天皇が亡くなった際、遺産総額20億円に対して上皇陛下は4億円を超える相続税を納税されたといわれています。

遺産総額20億円とは、私たち庶民にとっては大変な金額ですが、エリザベス女王の個人資産600億円に比べると圧倒的に少ない...なぜか。

戦前の皇室には、それこそ当時の財閥を凌ぐような莫大な財産があったようですが、戦後日本国憲法により「すべて皇室財産は、国に帰属する」と定められ、その施行とともに特別な財産税が課せられ、ほぼ9割が物納という形で国に移管されたのだそうです。

因らざるエリザベス女王の死去と、それともなう相続税に関する報道により、日本の皇室の経済、相続についても知ることとなりました。

いずれにしても、日本の皇室もイギリスの王室も国民の幸せを常に願う様々に貢献し、それに対して国民が深く敬愛しているところはまったく共通しています。

両皇室、王室と両国民の永未い友好と繁栄を心から願うところで。

いよいよ本格的な秋を迎え、合わせて海外からの観光客も本格的に迎えることになりました。

お忙しくなる皆様もいらっしゃると思いますが、健康には十分留意されて毎日をお元気に過ごしていただけますようお願い申し上げます。

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しております、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会



P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 将軍の日

P4 読書感想文

P4 職場の教養

P4 編集後記

編集後記

10月の第2月曜日は「スポーツの日」です。運動不足の方は、何かできることから始めてみてはいかがでしょうか。

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

100%親子会社間の金銭債権に対する
貸倒引当金の繰入が不可に

令和4年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係にある法人への金銭債権に対する貸倒引当金の設定が、税務上認められなくなりました。

税務上の貸倒引当金

法人は、自らが有する金銭債権について、将来の貸倒れに備え、一定額を貸倒引当金として設定する場合があります。

税務上は、この貸倒引当金の設定について、すべてを認めておらず、設定できる法人の範囲や、設定することができる上限額(繰入限度額)などを定めています。

貸倒引当金の繰入限度額

税務上における貸倒引当金の繰入限度額は、次の2種類に区分して計算します。

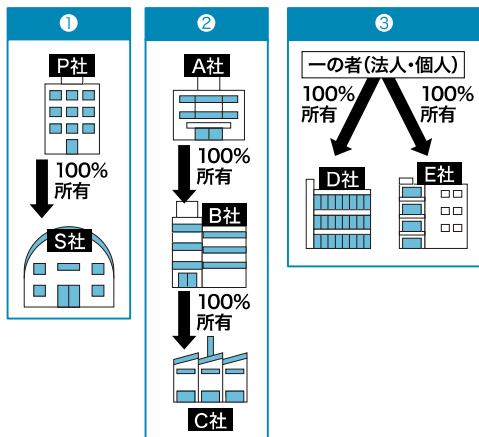
区分	繰入限度額	対象となる主な金銭債権
個別評価金銭債権	債務者ごとに計算した回収不能見込額の合計額	法的措置に伴い貸倒れ等の損失が見込まれる次の金銭債権 ●売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権 ●保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権
一括評価金銭債権	事業年度終了時に有する右の金銭債権(上記個別評価金銭債権を除く)の合計額に貸倒実績率等乗じて計算した額	●売掛金、貸付金 ●益金の額に算入された、未収の譲渡代金等、未収地代家賃等又は貸付金の未収利子 ●益金の額に算入された未収の損害賠償金 ●保証債務を履行した求償権 ●売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形(割引手形・裏書手形を含む)

参考：国税庁税大講本 法人税法(令和4年度版)

貸倒引当金の改正

令和2年度税制改正により、貸倒引当金の対象となる金銭債権(個別評価金銭債権および一括評価金銭債権)から、完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権が除外されました。これは、連結納税制度がグループ通算制度に改組された影響によるもので、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からの適用です。

なお、完全支配関係とは、下図①②のような一者が法人の発行済株式等(自己株式等を除く)の全部を直接若しくは間接に保有する一定の関係、又は下図③のような一者との間にその一定の関係がある法人相互の関係をいいます。たとえば下図①の100%親子間の金銭債権は、税務上、貸倒引当金の設定が認められません。これまで設定してきた場合には、改正適用後の初めての事業年度での戻入額と繰入額との差額(益金算入額)が大きくなる可能性があります。ご注意ください。



ふるさと納税の概要

(1)ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体(以下、団体)へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除(上限あり)する制度です。

上記調査結果によれば「ふるさと納税」による住民税控除の適用者数は、前年度から1.3倍増加の741万人でした。

(2)適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを「ワンストップ特例制度」といい、上記調査結果では(1)の5割強に相当する375万人が適用しました。

指定が取り消された団体

(1)指定を受けるには

団体が指定を受けるには、一定の期間内に申出書を提出します。指定期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間となっているため、指定を受けたい希望がある限り、申出書は毎年提出します。

ただし、仮にその申出書を基に指定を受けたとしても、指定期間内に取消を受ける場合があります。

(2)取消を受けた団体

令和4年9月30日までの指定期間内に、指定が取り消された団体は、8月20日現在、以下の2団体です。

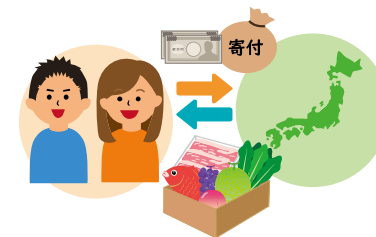
団体名	指定取消期間
都農町 (宮城県)	令和4年1月18日 ～令和6年1月17日(2年間)
洲本市 (兵庫県)	令和4年5月1日 ～令和6年4月30日(2年間)

指定取消期間開始日の前日までの寄附については、ふるさと納税の適用を受けることができます。該当する方で確定申告をする場合は受領証などの書類を破棄しない、あるいは「ワンストップ特例制度」を適用される場合には、所定の手続を忘れないようにしましょう。

また、10月1日以降に寄附する場合は新たな指定期間となるため、必ず指定団体の確認をしましょう。

なお、約2年前に指定が取り消された高知県奈半利町は、令和4年7月22日に指定取消期間の満了を迎えました。10月1日以降の寄附について指定を受けるかもかもしれません。

(※)総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000108.html



将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れた電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

8,000億円突破のふるさと納税指定取消にご注意を

総務省が公表した調査結果※によれば、令和3年度のふるさと納税の受入総額が前年度と比べて1.2倍の8,302億円となりました。これは平成20年度のふるさと納税導入後、最も多い金額です。

